

第37回滋賀県ヨシ群落保全審議会の議事録

日 時：令和3年8月5日(木)13:30～15:30

場 所：滋賀県大津合同庁舎7階7-B会議室

出席委員：15名中12名出席（五十音順）

出 席：大澤委員 太田委員 金子委員 佐野幸子委員 佐野高典委員 高橋委員 田野委員
野間委員 深町委員 松田委員 村田委員 脇田委員（会長）

欠 席：佐藤委員 真田委員 矢野委員

議 題：（1）滋賀県ヨシ群落基本計画の改定（答申案）について
（2）その他

(事務局)

そうしましたら皆様おそろいになられましたので、これから滋賀県ヨシ群落保全審議会を開催させていただければと思います。事務局を務めます、琵琶湖保全再生課の寺田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは開会に先立ちまして、滋賀県琵琶湖環境部の技監の三和よりご挨拶申し上げます。

(技監)

皆さんこんにちは。本日は公私にわたりお忙しいところありがとうございます。リモートでご参加の皆様方もあわせてありがとうございます。ご承知のようにまん延防止等重点措置の適用が今日の夕方決定するというところでございます。十分に対策はしているつもりではございますけれども、デルタ株は非常に感染力が非常に強いということでございますので、感染防止の協力をよろしく願いいたします。

琵琶湖のことを申しますと、7月26日にアオコが今年と比較的早めに発生しております。私は毎朝琵琶湖の近くまで行くのですが、水草もここ数日見えるようになってきました。

気候が変化している中ではありますが、環境保全の対策を十分に進めていく必要があると思っております。

前回審議会では、ヨシ群落保全基本計画の改定素案につきましてご議論いただきました。

例えば、生物多様性の視点から見てどうか、あるいは生物だけでなく地域の生業、地域文化の在り方なども、ヨシ群落の在り方に関係している等多角的なご意見をいただきました。

これまでこの計画の改定に向けて、審議を重ねていただきましたが、本日を持ちまして、この計画に関する議論については、これが最終ということになります。事務局より答申案という形でまとめたものを説明させていただきます。ヨシ群落保全審議会としての答申への取りまとめに繋げていただきたいと思いますと考えております。本日も多様な視点からのご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは本日の出席状況についてご報告させていただきます。

本審議会は、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則第 22 条第 3 項の規定によりまして、委員総数の過半数の出席が必要となっております。

本日は、金子委員、野間委員におかれましてはWEB から参加をいただいております。

WEB で参加いただいている委員も含めまして、本日も出席いただいている委員の皆様は 12 名でございます。

審議会委員総数 15 名に対し本審議会が成立していることを報告させていただきます。

なお本日も出席の予定でありました、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長の矢野様におかれましては、急用のためご欠席となっておりますので、あわせてご報告させていただきます。

続きまして本日の資料の確認をさせていただきます。まず次第がございます。

配付資料ということになっておりますが、まず資料 1 の委員名簿、配席図、資料 2 が計画の改定について（全体概要）、資料 3 が審議会におけるこれまでの議論、資料 4 が計画の主な改定内容とその反映について、資料 5 が素案に対する意見と対応（案）、資料 6 が計画の改定（答申案の概要）、資料 7 が計画の改定（答申案）で、参考資料といたしまして新旧対照表がございます。

皆様ありますでしょうか。もし何か不備等ございましたら、適宜事務局の方にご連絡いただければと思います。

本日もWEB もあわせての開催となっておりますが、ご発言いただきます際の注意事項について少しご説明させていただきます。ご発言いただきますときは会場の皆様、WEB 参加の皆様ともに挙手をいただきますようお願いいたします。会長が指名された後、会場の委員の皆様におかれましては、各列にマイクを配置しておりますので、そちらをご使用いただければと思います。恐れ入りますがマイクから遠い委員がご発言されるときは、回していただきますようお願いいたします。またWEB でご出席いただいております委員の皆様におかれましては、通常はマイクをオフ、カメラをオンにいただければと思います。ご発言いただきます際は会長がご指名された後にマイクをオンにさせていただいてご発言いただきますようお願いいたします。またご発言を終了されましたら、再びマイクをオフにしてください。

そうしましたら、議事の方に入らせていただきます。議事の進行につきましては、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例の施行規則第 22 条第 2 項の規定に基づきまして、脇田会長をお願いいたします。会長よろしくをお願いいたします。

(脇田会長)

皆さんこんにちは。その後、お元気でお過ごしでしたでしょうか。大変な状況になってきて、心は地域のことや家族のことにあると思います。今日は限られた時間ではありますが、ヨシ群落保全基本計画の改定に向けた最後の審議会ということで、ヨシのことをご審議いただければと思います。

それでは議題に入ります。議題の(1)滋賀県ヨシ群落保全基本計画改定答申案についてですが、今回新たに参加されている委員もおられることから、計画改定の概要と前回の審議会での議論の概要について、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の福井と申します。私の方から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。まず資料2をご覧ください。今回、ヨシ群落保全基本計画の改定について、大きな流れから改定に関するこれまでの経過それから改定のポイント等をご説明いたします。

こちらのポンチ絵は県が環境総合計画において目指すこととしております、環境と経済、社会活動を繋ぐ健全な循環のイメージです。そしてその基礎となりますのは、地域の資源を地域の経済の中で利用する地域分散型の循環です。そこでは、地域の中で人や物、サービスなどがぐるぐると循環しておりますが、この循環が持続可能であるためには、地域と地域が相互に支え合うことも必要です。また、国の環境基本計画の方でも地域循環共生圏として、同様の考えを主張しています。環境行政の中ではこういった流れがありますが、地域の中でなにかできないかということになったときに、情報の収集や発信、それから資金集め等につきましても、これまではなかなか個人や地域の方で行うことは難しかったです。しかし、最近ではSNSやクラウドファンディング等の発達によりまして、今までのような大きな組織に頼らなくても、そういうことが地域の中でできるような状況になってきています。地域が自らの意思でいろんなことに挑戦できるという可能性が格段に広がってきているのではないかと思います。そして行政といたしましても、こうした地域の自立分散型の循環への取り組みを応援していけたらと思っております。

今回改定いたしますヨシ群落保全基本計画におきましても、こうした視点を踏まえまして、地域住民はもちろん、地域外の力も生かしつつ、ヨシ群落を守る、育てる、活用することで、地域資源として活用しながら、健全に循環させていきたいと考えて

おります。

ヨシ群落保全基本計画の改定の概要に入ります。そもそもこの計画は、ヨシ群落保全の方向性を示すものでありまして、ヨシ群落保全を効果的に推進するための計画です。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例第9条に基づきまして、策定すると定められております。県の中の位置づけとしましては、滋賀県環境総合計画を上位計画とする、ヨシ群落保全に関する分野別の計画という位置づけです。現行計画におけるヨシ群落の再生目標が令和2年度までとされているので、近年の状況等を踏まえて内容を改めて見直すものです。これまでの経過といたしまして、昨年12月12日に審議会において諮問させていただきました。今年の1月には素案をお示しして議論していただいたところです。その後、これまでに県議会や関係市、関係機関からもご意見をいただきまして修正を行ってまいりました。そして、本日、答申案として議論をしていただくこととしております。

続いて基本計画改定のポイントをご説明いたします。現状として、ヨシ群落の面積自体は一定程度回復しています。しかしその中で実はヤナギが多くなってきているという状況があります。また湖辺の環境が変化してきているということ、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物が侵入している場所があること、ヨシ群落保全活動に関心のある企業等が増えているということが挙げられます。また、社会の情勢としましては、持続可能な循環共生型社会の考え方などが提起されてきているところです。こうしたことを受けまして、本計画の改定にあたりましては、ヨシ群落の課題への対応に加えて、第五次滋賀県環境総合計画の考え方である、環境と経済、社会活動を繋ぐ健全な循環という視点を取り入れて進めることといたしました。ヨシ群落の課題については、これまでたくさんご議論いただいた中で、画一的な保全の限界、行政主体で進めることの限界、県による維持管理の限界、企業等が保全活動をしようとしてもなかなか受け皿がないという課題、ヨシ刈り等を行っても活用が進まないということによる行き詰まりが挙げられてきました。これらの課題を解決していこうということで、改定のポイントとしましては、大きくまとめて次の3点に整理しているところです。

まず1点目です。造成を中心とした量的な回復から、今ある群落の質的な向上へ移行していくということです。2点目に地域のヨシ群落はどう在ってほしいのかということをしっかり考えて、企業やボランティア等地域外の方々も関わっていただいて、地域とともに地域資源として循環利用していこうということです。また活動の効果を

可視化することで持続的な取り組みにしていこうということです。それから3点目については、SDGsや持続可能な開発目標、MLGsつまりマザーレイクゴールズ、こちらにつきましては琵琶湖を切り口とした持続可能社会への目標でありまして、琵琶湖版でのSDGsですが、このような目標への貢献についてです。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例やヨシ群落保全基本計画では、ヨシ群落を守り育てるだけでなく、活用することにより、自然と人との共生を目指してきたところでありまして、実は30年近く前からSDGsのような考え方を先行して実践してきました。このようなことをこの計画に今回改めて明記するということです。

今後の予定です。本日の議論をもとに審議会として答申をいただきました後、9月に県の方で改定案を作成して、県民政策コメントを実施いたします。その結果を受けまして、県の方で改定案を修正し、県議会に報告した後、年内には改定公表できると考えております。

続いて審議会におけるこれまでの議論について、前回および前々回の主な内容を資料3にまとめましたのでご覧ください。前回の審議会では、貴重な野生生物についても配慮する姿勢や、ヨシと生業や地域文化との関わり、ヨシとの精神的な繋がりも含めた行事を盛り込むべきというご意見をいただきました。その他維持管理の重点区域、調査研究、それから地域の力を借りるといった発言もありました。前々回におきましても、造成から維持管理、保全に取り組む地域の思いを大切に支える、持続的な取り組みにしていく等の意見をいただいているところです。

計画改定に係る全体の話と前回までの議論の概要についての説明は以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。ただいま計画改定の概要と前回の審議会での議論の概要について説明がありました。資料3の「科学燃料」という記載は「科学」でよいのでしょうか。

(事務局)

誤っております。正しくは、ばけがくの「化学」です。

(脇田会長)

化石燃料ということですか。

(事務局)

そうです。申し訳ございません。

(脇田会長)

パワーポイントの2番は二つあるのですが、これは3番でいいですか。形式的なことですが、戸惑われる方がいらっしゃるといけないので確認しますが、ヨシ群落保全基本計画改定のポイント3番でよろしいですね。

(事務局)

はい。申し訳ございません。

(脇田会長)

今ご説明いただいたように、前回の審議会ではいろんな意見をいただいて、思わず「うん。」と唸ってしまうような意見や「なるほど。」と思うようなこともありました。一応これでまとめてはいただいているのですが、皆様から何かご意見等ございましたら、付け加えていただければと思いますが、いかがでしょうか。オンラインの委員の皆様もどうぞよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。ご遠慮なくどうぞ。今日は最後ですからね、もう最後なので、言いたいことはこの際言っておいてください。

それではすつとここは終わりますが、本題の方で意見をいただければと思います。以上を踏まえまして本日の議題に進みます。

それでは続いて答申案について、前回審議会以降の変更点を中心に事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

資料は、4から7番と参考資料です。まず、資料の4をご覧ください。先程、改定のポイントが大きく分けて三つあるということでご説明いたしましたが、もう少し細かく、これまで審議会等を出していただきました内容を17つ示してあります。そして、その右側には計画における反映箇所ということで、基本計画の工程の中のどこに当たるのかということに記載しております。例えば、10番でしたら、地域特性に応じた保全というポイントであれば、基本計画第1の基本的総合的方針にも書いてあり、さらに第2の保全事業の方にも書いてあるということです。この17つの内容につきまして

はほぼ前回と変わっておりませんが、一点だけ変わっている箇所がございます。一番下の17番の部分ですが、前はSDGsへの貢献としていましたが、先月に琵琶湖版のSDGsであるMLGsが宣言されましたので、ここにSDGsと併記しております。

次に、前回審議会以降の変更点をご説明いたします。資料は5と7をご覧ください。資料5は前回お示しした素案に対して、審議会でもいただいた意見や県議会への報告、関係機関に照会した意見とその理由、それに対する事務局としての対応案を表にしたものです。表の左から2列目のページ数と行数につきましては資料7の答申案のページ数および行数と合わせております。こちらの資料5の表だけでは、変更箇所の前後の繋がりがわかりませんので、資料7の答申案と合わせて見ていただくのが良いかと思っております。資料7の黒書きの部分は現行の計画で、朱書きおよび下線部が今回の答申案です。

資料5の表の一番左に整理番号が載っておりますが、全部で35番までございます。お時間の都合上、全部を逐一紹介することはできませんので、重要な部分だけ端折ってご説明させていただきます。まず整理番号2番です。前回素案において、「地域によって人との関わりや構成する生物相などヨシ群落の状態も多様です。」としていた一文について、生物だけでなくヨシとの関わりによる生業、地域文化の在り方もヨシ群落と関係しており、生物文化多様性という言葉を用いてほしいという意見がありました。これを踏まえまして、「人々がヨシ群落を利用することで、豊かな自然と文化が守られている地域では、ヨシ群落を通じて自然と人間がお互いを生かし繋がり合う生物文化多様性の豊かな地域が形成されている。」といたしました。

次に整理番号の3番です。琵琶湖や西の湖はラムサール条約の湿地となっているため条約の視点を明記した方が良いとの意見を踏まえまして、「水鳥の生息地を含む重要な生態系として保全し、賢明な利用をすることが求められている。」と追記いたしました。

次に整理番号の6番です。前回素案の「ヨシ群落を取り巻く環境は、ヨシの繁茂と群落維持に重要な水位変動が、抑ええられた水管理となり」という部分につきましてなぜかく乱が起こらなくなったのかという背景まで目を向けて初めて取り組むべき課題が見えてくるといったご意見を踏まえまして、「様々な治水の取り組みの結果、洪水への対策が大きく進みましたが、更なる対策が必要とされています。一方で、ヨシは洪水などのかく乱に依存して群落を維持更新する水辺の先駆種であるため、洪水への

対策が進んでかく乱が減少した結果、生育場所が減少したとも言われています。また、生活様式の変化により、人々の自然への働きかけも減少していています。」といたしました。

次に整理番号の9番です。ヤナギや侵略的外来水生植物によりヨシ群落の姿がかつてと異なっているということにつきまして資料編にその実態を示す写真があると、視覚的にもわかりやすいというご意見がありましたので、資料7、答申案の9ページにヤナギ等によりヨシの生育が阻害されているヨシ群落や、侵略的外来水生植物が侵入してきているヨシ群落の状態の写真を追加しました。

資料5の方に戻りまして、次は整理番号の15番です。ヨシとの精神的な繋がりも含めた行事についても大事にしていくということ入れてほしいとご意見をいただきましたので、本文中に「県内各地にはヨシと結びついた伝統行事があり、そうした行事を守ることはヨシ群落を保全することにも繋がります。」という一文を加えまして、また県内には大小様々なヨシと結びついた伝統行事があると思われませんが、その代表例としまして、資料7、答申案の12ページの方に近江八幡市の松明まつりの事例を加えさせていただきます。

再度資料5の方に戻っていただきまして、次に整理番号の16番です。現行の計画に「生物多様性の保全」という文言がありますが、生物多様性にもいろんな意味があり、単に種類が多ければ、あるいは、単に群落が多ければそれでよい、重要なヨシ群落であるということではなくて、やはり希少種や遺伝的な多様性が大事であるという考えをしっかりと反映すべきであるというご意見をいただきました。そこで、計画に記載されている「生物多様性」という文言の後ろに「(希少種や遺伝的な多様性を含む)」と明記いたしました。また資料7、答申案15ページで琵琶湖のヨシ群落の重要度に関する部分について記載しておりますが、これまでは、面積が広ければ、あるいは奥行きが長ければ種数や個体数は増えるので重要であるということが記載されていましたが、それだけではなく、群落面積は小さくても遺伝的な多様性や遺伝的な資源価値の高いヨシ群落が生物文化多様性の保全上重要であるという項目を追記いたしました。また同じく答申案の19ページにて、ヨシ群落再生手法を記載しておりますが、この下部のヨシ群落の再生に関する留意事項について、「補植にあたっては地域に繁茂していたもの、地域で栽培されたものを使用する。」という文言を「補植にあたっては地域に繁茂していたもの、地域で栽培されたものを使用することとするが、その際でも、遺伝的な特異性や多様性に配慮すること。」と追記しました。また⑤の部分に「群落の世代更

新を促すため、クローン苗ではなくて、実生苗による再生を図る」ということを追記いたしました。

資料5の方に戻っていただきまして、整理番号の25番です。今回ヨシ群落の保全がSDGsやマザーレイクゴールズへの貢献に繋がるということを追記いたします。ヨシ群落を守り、育て、活用するという自然と人との理想的な共生関係を育む場づくりを目指し、30年先んじて取り組んできたものであり、自負すべきものであることからそのことをしっかりと記載すべきというご意見がありました。このことを踏まえまして、対応欄に記載の通り、追記したいと考えております。滋賀県では石けん運動に代表される県民主体の環境自治を進めてきたこと、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例の取り組み、SDGsやMLGsについて記載しております。この部分は長いので読み上げることは省略いたしますが、前回審議会以降の主な変更箇所については以上です。

次に、資料6をご覧ください。A3一枚の資料です。これは、資料7の答申案の概要版です。資料の中に①から⑰の記載がありますが、これが先ほど見ていただきました資料4の17項目に対応しています。この資料につきましても、前回の審議会でお示しした内容と大枠のところは変わっておりません。ただ一点、右下の方の第6その他重要事項の3番目に、前回SDGsの記載がありましたが、今回新たにマザーレイクゴールズを併記しました。この資料の第1-1 現状と課題にて、ヨシ群落の質的な変化が起こっていること、それを受けて、3番の保全目標で質的な保全再生を目指すとしています。第2の保全事業にて、維持管理事業を重視すると述べています。また、地域を支えて持続的な取り組みへという柱については、第1の2番目の基本方針に地域の特性に応じて地域外の県民等との協働、第5の執行体制で繋がる、支える、知らせるという視点を述べています。

これまで皆さんで熱心にご議論いただいていたポイントにつきましては、しっかりと答申案に盛り込ませていただいたと思います。参考資料については、現行の基本計画と今回の答申案の新旧対照表です。

最後にご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今朝の京都新聞の朝刊に載っていた記事をご紹介します。滋賀県中学生水の作文コンクールの優秀賞が載っておりました。タイトルは「ヨシから見た琵琶湖の環境」というもので近江兄弟社中学校の1年生の作文です。内容としましては、小学校5年生の時に行った「うみのこ」で琵琶湖やヨシのことを勉強して、ヨシが生物のすみかになることや、水を

きれいにすること、そして生活用品としても使えるということを知ってすごく興味が湧いたと書かれています。その後、父親に誘われてヨシ刈りのボランティアに参加しましたということが載っておりました。頑張っヨシ刈りをしたけれども、なかなか今は使われていないということを見ると、悲しい気持ちになると書いてあり、ヨシをうまく活用していれば生活も豊かになり、それだけでなく、琵琶湖の環境も良い状態で保たれると思いますと書かれていました。ヨシを大事にしていくことが琵琶湖を大事にしていくことに繋がり、身近でできることをしていきたいですということが書かれた作文でございました。まさにこうした想いに応えられるような、またより多くの人にいろんな形でヨシ群落の保全に参加してもらえるような、そんな基本計画に今回できればなというふうに思っております。長くなりましたが、事務局として説明は以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。今回の計画は県の環境総合計画が上位計画で、その中のヨシ群落の保全に関する分野別計画の一つであるという位置づけですね。それが枠組みでありまして、審議会の委員の皆様には、色々ご意見をいただきましたが、それがクリアに見える形で表現されていると思いますが、色々ご意見があると思います。そして表現等についても、ご意見があると思います。ただ、全力を挙げてご議論いただいたことを縛りといいますか、枠組みの中に一生懸命盛り込んでいただいているということをご理解いただきたく思います。その上であえて、今日は最後ですので、これだけは言っておきたいということや質問がございましたらどうぞよろしくお願ひします。オンラインの先生方もどうぞご遠慮なく挙手とマイクで発言したいと言っただければと思います。よろしくお願ひします。

では、深町委員からどうぞ。

(深町委員)

先ほどの資料7の2ページ目、2(3)において、伝統行事の部分で「守る」や「継承する」といった受け継いでいくという意味合いの言葉が記されていますが、利用という言葉を入れていただけたらと思います。ヨシを利用することを記載することで、受け継いでいくことがヨシ群落の保全につながるということがより伝わるかと思ひます。

また同じ2ページ目の9行目に「ヨシ群落が持つ自然景観の保全」という記載があ

りまして、2 ページ目の最後の行、22 行目にも「景観」という言葉が使用されています。確かにヨシ群落というのは自然の要素としても大事であります。例えば近江八幡市の西の湖のヨシ群落は日本で初めて文化財保護法による重要文化的景観に指定され、ヨシの景観というのは大変文化的に大事であると言えます。そのため自然という言葉は付けずに「景観」だけにする、あるいは「自然および文化的景観の保全」という両方の意味が入るような形で修正された方がよいかと思えます。

(脇田会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

委員にご指摘いただいた内容でよりヨシ群落のあるべき方向性というのも明確になってまいりますので、ご指摘の通り修正させていただこうと思えます。

(脇田会長)

深町委員よろしいでしょうか？

(深町委員)

はい。

(脇田会長)

いかがでしょうか、今オンラインの先生方はこの部屋の壁面にプロジェクターで映し出されていますが、ご遠慮なく、ご発言ください。大丈夫ですか。

他の委員の皆さんいかがですか。では村田委員どうぞ。

(村田委員)

日本野鳥の会滋賀の代表をしております。去年代表になりまして、前役員から細かい内容については引き継いでいませんが資料を確認させていただきました。どこかを指摘するというわけではございませんが、滋賀県の野鳥を通して見た状況を補足させていただきたいと思えます。

野鳥の会では地域ごとに琵琶湖の探鳥会を開いて、多くの人たちに琵琶湖の自然の豊かさを知っていただくために日々頑張っております。このところ、コロナ禍で探鳥

会自体が開けない状況となっており残念に思っています。

琵琶湖博物館の近くの下物地域に代表されるように 20 年近くずっと探鳥会を開いて、鳥の状況を見ていく中で大きな流れは感じているところです。そのことから琵琶湖の環境がどう変わってきているか申し上げます。

琵琶湖の周りのヨシ原で最近繁殖する夏鳥がかなり減ってきていると感じております。見かけの環境は良くなっているように見えるのですが、実際にはヨシゴイやサンカノゴイのような日本での希少種が近年ほとんど確認されていません。時々、単発的に目撃されることはありますが、90 年代以前のような本当に環境が荒れていた時期でも繁殖が行われていたような鳥が見られなくなっています。オオバンやカンムリカイツブリなどの繁殖もほとんど見られなくなっています。昔は観察が不十分で見つけられていなかったのかもしれないことや、琵琶湖総合開発により 60 年代から 70 年代において湖岸道路が整備され、一時的に見やすくなったことにより、確認されたのかもしれないませんが、近年繁殖が確認されなくなってきています。

このように鳥を通じて見てきて多様性が失われているのではないかと感じ、気になっています。科学的なデータはどうかと言うと、目撃例が減ってきているという、定性的なデータでしかわからないですけれども、野鳥の状況はヨシ群落の質を示す指標として今後観察を積み重ねていきたいと思っています。

なぜ目撃が減ってきているのか考えると、外来植物や外来魚の生息が思い当たります。例えば、昔ならタナゴが生息していたようなところもブラックバスのような外来魚が生息していて、水の下での環境の変化も影響しているし、その繁殖場所であるヨシ群落も一時よりも再生してきたとは言え、まだ荒れているのかもしれない。水位設定に関する記載がどこかにあったかと思いますが、水管理の方法に関しても、影響がひょっとしたらあるのではないかなというふうに考えております。ヤナギ林が最近増えてきたという記載がありますが、我々としては自然の遷移の中で起こってくることにしては、ある程度許容していきたいなというふうには思っているのですけれども、ヤナギ林も大きな役割を果たしており、今後ヨシ群落それからその他の水生植物、また周辺の樹木とどのように両立していくか、そしてその中で動植物をどういうふう管理していくかということを考えていかなければいけないなと思っています。どう改善したらよいという提案に関しては言えないですけれども、議論していきたいなと思っています。

(脇田会長)

ありがとうございます。何かこのことに関連してご意見ございますか。松田委員どうぞ。

(松田委員)

公募ですので、県民としてこの計画を見せていただきました。一点どういう意味かわからないところがありまして、ヨシ群落について「健全な」「良好な」という表現がされていますが、ただ、それがどういうものなのかということが分かりにくいと思います。今回、ヨシ群落について「量から質へ」ということで質が上がることを求められています。明確にどういうものが良好なのかということが、一般の県民から見るとちょっとわからないのかなと思います。

それともう一点、私は温暖化防止の推進委員をさせていただいていますが、おっしゃるように気候変動による影響も鳥に関係しているのかなと思います。温暖化防止の活動をしていて、環境省の近畿地方事務所などで、適応に関して皆さんにもっと知ってもらわなければいけないのではないかと啓発のための検討会に関わっているのですが、6ページの第6保全に関する重要事項の1 調査研究のところ、気候変動というふうに変化していくかというところを研究の中に入れていただいて、見ていけないといけないのではないかと推進委員として警鐘を鳴らさせていただきたいなというふうに思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。オンラインの委員の先生方、それぞれ自然科学分野のご専門であります。今のご発言に関連して何か付け加えるなり、議論を少ししておきたいという点はございますか、大丈夫ですか。

では今日の審議会の目的は、この答申案を最後固めるということになりますので、事務局の方で急には何か言えないと思いますが、今いただいた意見をそのままこの中にすぐ反映することはできるかどうかかわからないですが、事務局の方で今お考えのことを説明していただけるとありがたいですが、いかがでしょうか？

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず村田委員にご意見いただきました鳥類の関係ですけれども、特に実際に鳥類や生物の生息場としてヨシ群落を考えた場合に、それぞれ

の種類によって適する環境が異なるかと思えます。そういった意味では4ページの2番のヨシ群落の維持管理事業で各種維持管理をしていきますと記載しております。今回このように記載させていただきましたのはご指摘にもありました外来水生植物の件など特に昨今問題になっておりますので、こういったことに取り組んでいくということを書いております。また2段落目の最後に専門家の意見を聞きながら適切な形で行っていきますと書いておりますけれども、例えばとあるヨシ群落を維持管理する場合に、貴重な鳥類の生息の場所もしくは繁殖の場所となっているという情報があれば、それに適したやり方もあるかと思えますので、具体的に事業を進める上で、専門家の皆様のご意見も伺いながら、適切なやり方を模索していきたいと考えております。

松田委員にご意見いただきました気候変動の関連に関しまして、様々な観点があるかと思えますが、今回ヨシ群落の保全に関する計画でございますので、なかなかこの中で具体的に書くというのは現状難しいかなと思えます。しかしその一方で、ヨシ群落保全に関わる琵琶湖周辺の環境に対して気候変動は非常に大きな要素となっておりますので、例えば琵琶湖環境科学研究センターで中期計画を定め、気候変動を大きな視点として研究を進めておりますので、今回いただいたご意見を含めながら、できることをやっていきたいと考えています。

(脇田会長)

いかがでしょうか。村田委員、松田委員。よろしいですか。
重要なお指摘だったと思えますけれども、先ほど言ったように上位計画と個別計画という性格上の枠組みがあって、これを土台に、具体的に保全のための事業をこれから進めていかないといけないわけです。計画に基づいてどんな取り組みを行っていくか考える際に、私は自然科学分野の専門ではありませんが、いま村田委員や松田委員がおっしゃった視点がすごく重要になってくるのではないかと思います。魚だけの世界があるわけではなく、また植物だけの世界があるわけではなく、鳥や魚、植物などが繋がって存在していて、その現象というのは他にも様々なことと繋がっていて、ヨシ群落のそれこそ健全性ということにもまた繋がっているのではないかとというようなご指摘であったと思えます。貴重なご意見をいただいたので、事務局の方でしっかりと受け止めていただいて、今後の取り組みの中で生かしていくご努力をしていただきたいと思います。ご発言も、ちゃんと記録に残しておいていただきたいと思います。

いかがでしょうか、他、意見ございますか。どうぞ。

(太田委員)

ヨシでびわ湖を守るネットワークの太田です。私もこの春、西の湖を歩いていまして、生き物を探して写真を撮りました。オオバンは大層多くいるのですけれども、バンは見なくなりました。また亀がたくさん甲羅干ししていて、イシガメかと思って見たら、ミシシippアカミミガメ、ミドリガメが何十匹と連なっているのです。あの光景は初めて今回見まして、だいたい 30 センチぐらいの結構大きなカメでした。こんなふうに、生態系が変わってきているなということはこの春感じました。

本題に戻ります。答申の方ですけれども、私も一つ変えていただきたいと思うところがあります。5 ページの第四章の 31 行目の「～保全につながります。さらに刈り取ったヨシやヤナギ等を長期的に利用していくことは、大気中からの二酸化炭素を回収することになり、CO₂ ネットゼロに貢献します。」という部分ですが、ちょっと違和感を覚えました。ヨシが二酸化炭素を回収しているのではないと考えています。私なりに考えた文章ですけれども、「大気中」ではなく、「植物内に蓄積した二酸化炭素を回収する。」という文言が正しいと思います。次に CO₂ ネットゼロです。今キックオフされて、私も詳しくは知らないのですが、県の思いとしてはこれに繋げていきたいということだと思いますけども、SDGs や世界と繋げるのであれば、「気候変動の軽減と緩和に貢献します」の方が大きく表現できるのではないかと思います。それから資料編の 13 ページです。同じ内容のところに係るのですが、13 ページの下の方に「また、刈り取ったヨシを長期的に利用することにより CO₂ を吸収する機能も注目されています。」とありますが、これは吸収ではなく、回収だと思います。ここは変更してください。この 2 点を検討いただければと思います。

これは参考意見で聞いておいてください。ヤナギが増えているのは大変だということも謳っておられます。それにもかかわらず、ヨシ群落の中(定義)にヤナギが入っている。これは今さらの話ですけれども、矛盾を感じています。また、伐採するということを書かれていますが、どれぐらいまで伐採するのかは具体的に書かれていません。9 ページの上に棒グラフがあります。これは過去から平成 25 年までのヨシとヤナギの面積を表しているグラフですけれども、平成 25 年、2013 年は 46.1%、約半分ぐらいがヤナギの面積になってしまっているという理解でよろしいですね。そうであれば、昭和 28 年はヤナギの調査が無かったので分からないから、例えば平成 4 年程度までのヤナギ優占比率に戻すとかというところがあれば、具体的に納得できるのではないかと私は思います。以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。ヤナギについては具体的な目標値がないと、何を指していくのかよく分からないという意味で理解してよろしいですか。そのことも含めまして、今事務局の方で、何かお答えできますか。

(事務局)

はい。ありがとうございます。まずヤナギに関しまして、県で伐採が必要であるだろう大きなヤナギが何本あるのか調査しておりまして、およそ3,000本程度あると認識しております。その一方でどれだけ切れればいいかという問題でございますが、これは非常に難しい問題と考えています。先ほどの鳥類の話でもございましたけれども、生物の生息の場としてどの程度が適切なのかという疑問があると思います。皆さんご承知かと思いますが、例えばヤナギの木の根がホンモロコの産卵の場所になるということもあります。そういう部分を考慮いたしますと、なかなか今の時点でどのくらい伐採し、減らす必要があるということまでは申し上げにくいです。しかし、やはり重要な点といたしましては地域ごとのヨシ群落の特徴、あわせてその生物の生息場所としての特徴というものを加味しまして、その場所に応じて伐採することが必要になってくると考えております。そういった意味では、先ほども発言させていただきましたけれども、専門家の皆さんのご意見も踏まえながらやっていくということがまず第1ステップかと考えております。

(脇田会長)

一律に何かをやっていくのではなくて、それぞれのヨシ群落の特性、あるいは地域との関わり等も含めて総合的なところから、当該ヨシ群落の望ましいあり方を議論して作業を進めていくということが必要であるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

そういったことが必要だろうと考えております。

(脇田会長)

村田委員、何かございますか。

(村田委員)

ヨシ群落をどう捉えるかということも含めてですけれども、ここに書かれているようにヨシを含めた、いろいろな生物が棲む場所というふうに考えたいと思っています。特定の植物、ヨシだけ保護したら良いという観点に立つと、いろいろな矛盾が出てきます。やっぱりヨシ群落という琵琶湖の縁を中心とする生物群集をいかにちゃんと健全な状態で維持していくかということが大切なのだらうと思っています。一時琵琶湖総合開発の中で、ヨシ群落を無視して湖岸に道を作って、そして堤防で固めてしまうことで、ヨシ群落が大きく減ってしまって、それが一番生物の多様性を下げた原因になっていると思うんですね。ヨシの中にヤナギ等が生えてくるのは自然の流れで、一様なヨシ群落に多様な生物がいるのではなく、ヨシとヤナギの周りに、むしろそういうギャップのところにいろいろな大事な生物もいると思います。しかも、例えば冬の風等を考えたときに、ヨシが波を抑えてくれる役割を持っていることや、そしてヤナギ等の木々がそれを支えてくれること、そして自然の堤防で十分に防災面の問題も含めて機能するということがあります。だから、木を伐採し、道から琵琶湖が見える状態が正しいわけではないと思っています。だから、私どもとしては生物の多様性、自然を豊かにしていくということが大事だらうと思います。

もう一つの観点として、このところ、琵琶湖周辺を見ていたら、草刈り等いろいろな管理をしていないのかもしれないですが、例えば高島など、皆が親しむ施設の木道が無茶苦茶荒れています。昔はちゃんと木道を歩けたと記憶していますが、そういう皆と親しむ施設の設備が機能していないと思います。だから、こういう文書を作ることも大事なかもしれないですが、実際にどう運営していったら、どういうふうに皆が親しめる琵琶湖にしていくのか、そういう観点から実際この計画を実行する面のところを、必要なところにお金をかけて、しっかりとしてほしいと思います。ただ単にどのくらいの量を伐採したらよいという問題ではないと思っています。

(脇田会長)

ありがとうございました。今日の審議会の目的の中で考えると、受け止められることと受け止められないことがあるとは思いますが、おっしゃるようにこの計画だけでは進めていけないと思います。この計画に基づいて取り組むところの段階で、ヨシ群落とは何かというその定義の在り方や、どのような状態が健全か、どのように保全していくべきかを含めて、今いただいた意見をきちんと反映していけるような取り組みや事業を詰めていかないといけないかなと個人的には思います。三和技監、何かありますか。

(事務局)

ありがとうございます。まずこの計画については、基本計画でございますので、基本計画に書かれていることを基に個々の事業の検討を行っていきます。これからまた来年度事業の検討に入っておりますが、その根拠になるような記述をここに書かせていただいているとご理解いただければと思います。そのうえで、基本計画を具体的な事業にどう反映させていくのかということこそ我々の責務だと思っておりますので、しっかりと対応していきたいと思います。

そしてもう一点、条例は平成4年にできてもう30年近くなります。当時としては非常に画期的な条例であったと思います。条例の前文の中で、このヨシ群落がどういう意味を持つのかという記述があります。「水辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、水鳥や魚の大切な生息場所である、また湖岸の浸食を防止し、湖辺の水質保全にも役立つなど、優れた自然の働きを有している。ヨシ群落の保全は琵琶湖を代表する自然を守り、水辺の生態系の保全を図るのみならず、私達の心の支えである湖国の風土や文化を守る大きな意義を持っている。」という記述があり、これを基に今回の基本計画も整理しているとお理解いただきたいと思います。ヨシ群落の定義も条例の中にございまして、「ヨシ群落とはヨシ、マコモ等の抽水植物の群落およびヨシ等とヤナギ類又はハンノキが一体となって構成する植物群落をいう。」と定義されていますので、ヤナギも含めた群落がこの条例の対象でございます。とはいえ、ヨシ群落は人との関わりの中で一定動的な平衡状態にあったと思われませんが、あまりにも繁茂し過ぎたヤナギが課題として挙げられるように、人とヨシ群落の関係性が変わってきている中で、昔のヨシ群落の状態とは異なっていると思います。平成4年の条例施行当時のヨシ群落の状態とも変わってきておりますので、ヨシ群落が健全であるという定義も含めて、これはある意味変わっていくということもあると思います。ご指摘いただいたことを十分踏まえて、我々なりにしっかりと今の健全なヨシ群落とは何かということについて常に問いながら、答えをお示しできるようにしていきたいと思っております。

(脇田会長)

今回の審議会において、基本計画の枠組みの中で議論することは、当然限界があります。おっしゃるように、やはりその基になっている条例のあり方自体も時代に合わせて、今後はいろんな方たちが意見を出して、組み替え直していく必要があると思っております。そのようなスパンを少しお考えいただいて、今後ともご協力いただければと思

います。

もう一つ、CO₂回収に対する文言について、太田委員からご質問がありましたがいかがですか。

(事務局)

ご指摘いただきました件につきましては、持ち帰らせていただいて検討させていただければと思います。「CO₂ネットゼロに貢献します」という部分を「気候変動の緩和に貢献します」としてはどうかとご意見をいただきましたけれども、委員からも御指摘いただきました通り、県でCO₂ネットゼロを進めておりまして、今回この文言を加えさせていただいております。県としての事情もありますが、それも含めて検討させていただければと思います。

(脇田会長)

日本語の表現についてもご指摘があったかと思えます。刈り取ればCO₂が回収できるわけではなく、何が健全かという議論もありますけども、健全なヨシ群落を育て、実際に太田委員は実行されていますが、たくさんCO₂を吸収したものをちゃんと利用することで回収するというのが正しい表現なんじゃないかというご指摘であったと思います。事務局の文案だと途中からピースが飛んでいるような説明になっているので、そこをもう少し丁寧に実態に合わせて説明してくださいという理解でよろしいでしょうか。

(太田委員)

はい。

(脇田会長)

野間委員もご意見があると伺いましたので、よろしくお願いします。

(野間委員)

ヨシ群落の量の確保は、過去30年の取り組みで成果を上げてきました。その上で、これから質をどう高めていくかということですが、先日から何回も議論してきた課題については、先ほどの脇田会長のまとめが基本方針であろうと私も思います。ヨシ群落の生物多様性をめぐる県の政策や取り組みを私は基本的にはよくやっていただいて

いると思っけていまして、大きな不安があるわけでは全くないのですけれども、今は過渡期ですので、今後10年後20年後にどうなるかということを考えて、ここでは現時点で言える方針をしっかりと書き込んでおくことが大事なのだろうと思います。多分問題のほとんどは県庁の中での担当の違いに起因しているのだろうと思っています。具体的には外来生物や希少種についての取り組みについては自然環境保全課のご担当に、そしてまた先ほど深町委員からお話のあった、文化的環境という視点を入れるという点について、私も賛成なのですから、その点も県・市の文化財担当の意見も取り入れて、この計画をよりバージョンアップしていくという趣旨だろうと思います。現状では連携にも大変気を配っていただいていると言えらると思うのですが、この計画の中でどう表現するかについてちょっとまだ読む人に十分わかる形になっているかどうかということが問題なのだろうと思います。それでは残り時間も少ないですから、かなり意見を取り込んで改定案を作っていたらと思うのですが、実際どうなのか、例えば自然環境保全課の考えとしてはどうなのかというようなことも今日お見えと伺っているからお聞きしたいと思ひます。

(脇田会長)

自然環境保全課の方は来られていますか。

(事務局)

はい。

(脇田会長)

今おっしゃったのは、ヨシ群落の保全に関する総合政策のようなものが分野、部署を横断する形の中でより一層高めてほしいという理解でよろしいでしょうか。単なる連携を超えて、その横断の実質性をより高めて総合政策としてヨシ群落の保全に関して対策をどう考えているのかということですが、いかがでしょうか？

(自然環境保全課)

自然環境保全課の川崎でございます。

今のご意見いただきました件について、もっともでございます、自然環境保全課も直接ヨシ条例を担当していただいています琵琶湖保全再生課と同じ琵琶湖環境部ということで、琵琶湖や自然環境の保全に取り組むという目指すところは一緒ですので、

ともに取り組んでまいりたいというふうに思っています。

(脇田会長)

この件について、三和技監は何かございますか。

(事務局)

ヨシ群落というフィールドで、とりわけヨシ条例という切り口での計画になっておりますのでそのような議論になるのは否めないのかもしれませんが、今日自然環境保全課ほか来ておりますように、特定のヨシ群落、つまりその箇所ごとに考慮した際、他の部署と連携していかなければならない場合があります。例えば、伊庭内湖等のように、ヨシ群落の中に外来水生植物が入り込んでいて、なかなか機械で刈り取ることができないというような個々の問題がこのヨシ群落保全基本計画の中で、同じ場で議論ができるということもあると思います。個々の連携と合わせてこの計画の場での議論で直接委員の皆さんからご意見をいただけるという声を聴ける場が作れているということは非常に大きいかなと思いますし、今後また具体的な事業の中で、琵琶湖保全再生課で言うと、例えば水草の刈り取り事業と侵略的外来水生植物との関係性なども含め、横断的な取り組みを今後も続けていきたいというふうに思います。その一つの切り口としてのヨシ群落保全基本計画であるにご理解いただければと思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。野間委員、よろしいでしょうか？

(野間委員)

はい。ありがとうございます。言葉の裏にあるこれまでの経緯や、滋賀県のような施策を理解してない人でも、読めばイメージできるかどうかというようなことが大事かなという気がします。そういう趣旨から言えば、村田委員のご発言にあったようなサンカノゴイやヨシゴイっていうのは非常に大事ですし、象徴的な種だと思いますので、動植物や希少種に加えて、そういうシンボリックでかつ本当に大事で、本当にいなくなってしまうかもしれないというような種については、種名を挙げておくというのも一つの方法かなというふうに思います。

(脇田会長)

わかりました。資料2や3で書かれているようなことも、どういう形で示すかは別

として、この計画をお読みになる県民や県民以外の方も含めて、理解ができる部分であるだろうと思います。

しかし、この審議会でどういうことにポイントを置いて改定に努めてきたのかということ、つまり委員の皆さんのご努力が目に見えるような表現の仕方を、事務局で何か少し考えていただけるといいと思います。情報の発信の仕方も、工夫していただくとありがたいと思いますので、ご検討いただければと思います。

他にいかがでしょうか、ご意見ございますか。大澤委員どうぞ。

(大澤委員)

はい。大津市自治連合会から参加をさせていただきます大澤と申します。私は初めて出席するので、皆さん方が長年に亘って練ってこられたものですので、文言に対してどうこう言えませんが、ただレイアウトの問題を申し上げます。資料7答申案の15ページや16ページです。特に16ページです。ちょっとあまりにも下が空き過ぎじゃないかと思います。もう少し写真が増えてもいいかなと思います。この中には、「水鳥の観察小屋などを設置し」という文言がありますので、そういった写真も使えるかと思います。見た時あまりにも空白が多いので、何か漏れているのかというような感じを受けます。もう少しこの辺のレイアウトを考えて、写真等を取り込まれたら、より良いものになるのではないかと思います。

(脇田会長)

一般県民の立場から見たときにもう少しグラフィック的なところも工夫してくださいということですが、このまま印刷されるわけではないとは思いますが、事務局いかがでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。今ご指摘いただきました件を踏まえて、全体的により見やすくなるようにしていきたいと思います。特にご指摘いただいた16ページに関しまして、写真を入れることで具体的なイメージがつきやすくなると思いますので、そういった工夫はしていきたいと思います。

(脇田会長)

今回、大澤委員初めてご出席ですよね。私達の多くは、ずっとここで議論している

ので、何かもう分かっているような気になっているのですが、やっぱり初めてご覧になった方たちの戸惑いをできるだけなくしていく工夫をしていただければと思います。大澤委員ありがとうございました。

他いかがですか。どうでしょう、オンラインの先生方も今日は最後です。

(野間委員)

よろしいでしょうか？

(脇田会長)

野間委員、どうぞ。

(野間委員)

はい。細かいところでいくつか検討していただきたいことがあります。一つは答申案の2ページの14行目、赤字の初めのところです。「地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティアといった地域外の県民等との協働による取り組み」という部分です。記述していることはよく理解できますし、悪気がないことも分かっているのですけれども、地域住民とそれ以外の県民や市民というように2種類に区別するような文言になっていますが、行政の文章としてこの表現でよいのでしょうか。この点はちょっとだけ気になります。今はいいと思うのですけれども、将来的にこれでよいのかどうかそのあたりを検討されて大丈夫でしたら結構かと思うのですが。

(脇田会長)

県のことを心配して言って下さっていると思いますが、事務局いかがですか。

(事務局)

はい。ありがとうございます。地域の方と地域外の方という言い方は、確かにちょっと区分けしているような印象に捉えられかねないと思います。それが行政として正しいかどうか、使っているのかどうかということについて、そういった配慮も必要かと思いますので、文言につきましては少し検討してまいりたいと思います。

(脇田会長)

はい、ありがとうございました。野間委員、よろしいでしょうか？

(野間委員)

はい、ありがとうございます。あと細かいことですが、CO₂ネットゼロという表現ですけれども、5ページの32行目です。先ほどの議論とも関係するかと思うのですが、ここでCO₂ネットゼロという表現でよいのでしょうか。本当はCO₂ゼロなのだろうと思います。それから木質バイオマスの燃料利用ということについて、数年前までは、燃料にしたら全てカーボンニュートラルであると言われていたのですが、この2、3年は少なくとも、木質バイオマスで発電をしたらもうニュートラルではないという意見が大勢になってきているようです。森林の経済学の先生に伺いますと、それは大本の森林の取り扱いでどうやっているかに大きく依存するのではないかというご意見もありますし、熱利用だったらニュートラルなのかということも議論の中でよく分からなくなってきているという世界の潮流があるようです。目指すのはCO₂ゼロなのだと思うんですけれども、割とこういう簡単な形で書いていて大丈夫でしょうか。数年後に耐えられなくならないように、ちょっと検討する必要があるのかなと思いました。

それからあと、単純な字の間違いですが、最後7ページの2行目の「かけがえのない資産」というのが「かけがい」となっています。その二つです。

(脇田会長)

はい。ありがとうございます。後の誤字の方は修正をよろしくお願いします。CO₂ネットゼロの表現について、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

CO₂ネットゼロという文言を使用することがいいかどうかということだと理解しておりますけれども、先ほど太田委員の方からもありましたとおり蓄積してものを利用するという範囲では、ネットゼロに貢献するというので考えておりますので、そういう意味ではこの表現でいいのかなと考えております。

併せて、先ほど行政の取り組みとしてのしがCO₂ネットゼロというのがあるということもありまして、この本文中の表現としてCO₂ネットゼロという言葉を使っているというのは一つあります。カーボンニュートラルについて、回収して使用するというものの中の一つの使い道としておっしゃったような議論もあるかと思いますが、そこはまた別途検討する部分かなと思いますので、ここの表現としてはこれで良いかなと思っています。

(脇田会長)

ありがとうございます。一応少し心配されていたということかなと思いますので、その辺りもちゃんと記録に留めていただければなと思います。

では次に金子委員、どうぞ。

(金子委員)

私も3点ほど、細かい話とちょっと大きい話があります。誤字脱字のことで言うと、答申案の資料7の答申案の2ページ目25行目で「侵略的外来水生生物等」と下に三つ挙げているのはいいですが、このリストに載っているものは抽水植物だけではないので、その後の抽水植物というのは外した方がいいです。またここで規制し、ヨシ群落に含めないとするものにおいても、抽水植物以外も含めないというふうにした方がいいと思うので、「等の抽水植物」の文字は消した方がいいと思います。二つ目が同じ2ページ目の42行目の「遺伝的な特異性多様性」と書いてあるんですが、特異性と多様性の間に中点を入れていただくこと、資料編の資料9の3行目のところも「遺伝的な特異性多様性」と続いているので、中点を入れてほしいということです。

ちょっと大きい話というのは、事務局には言っているのですが、事務局の方は分かっているかと思うのですが、先ほどの「どういう状態が良好なヨシ群落なのか」という話と関係があります。資料7答申案の資料編の資料7に重要なヨシ群落というのはどういうことか書いてあって、この赤字の部分は私が指摘し、入れていただいた部分で、本当に感謝しています。資料9で記述があるように事業として実際にどういった活用をするかという、この保全区域の設定や見直し、指定の見直しということが具体的な事業の内容ですよね。あとは比較的いろんなふうに解釈できる文言を入れて、いろんな場合に対応できるようにしていると思います。ここは行政の枠内でできる範囲ということで修正していただきました。一方、内湖の方が絵的にも特異性があることや、希少種がいる等多様性が高いところが多くて、内湖で指定されている区域は重要度が高いのですけれども、10年位前から、内湖の指定箇所が少ないということが私以外からも言われています。かつ内湖というのは比較的検討されずにばっさり刈り取られて釣り堀として整備されたり、潰されて歩道にされたりと近年でも面積が減っているので、何とか内湖を入れたいと思ったときに、この設定要件は完全に大きさだけで重要度を測っている設定になってしまっていることが気になります。ここにどうしても入れて欲しいと思うのは、せめて普通地域のところにその奥行きが30m未満であっても生物多様性や生物文化多様性が良好な状態で保持されているところという文言を加え、

面積が少量であっても指定できるよう修正していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(脇田会長)

ありがとうございます。前半の言葉の問題については、適切に対応してください。ご指摘いただいたことで後半の方、資料7の17ページの表に書かれている枠組みは、これまでやってきたことをずっと継続していますよね。継続していることと、今回の審議会で金子委員等からご指摘いただいた遺伝的な多様性や規模ではなく量から質へ大きく転換していくパラダイムシフトの部分とのギャップと申しますか、矛盾のご指摘だと思います。継続はしょうがないとしても、普通地域のところで機械的に処理してしまうのではなく、例外的に量の枠組み免除するような何か工夫があった方よいという提案でよろしいでしょうか。金子委員。それでいいですか、今うなずいていただいたので、事務局いかがでしょう。

(事務局)

事務局としましては、ご指摘いただいた通り、設定要件に関しましてはこれまでの経緯があるので、これまでのことも踏まえますと、すぐに変えるということを決断できる状況かというところはちょっと今は難しいかなと思います。一方で、当然そのヨシ群落の質を考えたときに、ご指摘いただきました多様性（希少種や遺伝的な特異性・多様性を含む）と記載がありますが、このようなことが重要であると分かるようにしていく必要があるだろうということで、この表の3行目4行目のところに明記させていただいたところが今回の修正点でございます。普通地域等に関しまして、今後区域を設定していくにあたりましては、これまでは単純に小規模なヨシ群落等としか書いていませんでしたが、例えば今後こういった設定や議論されるにあたっては、前文のところでも生物多様性ということも明記させていただきましたので、専門家のご意見も踏まえながら設定していくということもあり得るのかなという思いで答申案に加えさせていただきました。

(脇田会長)

例えば17ページの上の、5行ぐらいのところ、あくまで目標ですので、ただしと入れて、面積が小さいから普通地域と機械的に扱うのではなく、生物多様性や遺伝的な多様性を考慮することが必要だということを書いていただければ、少し金子委員のご指摘の点を改善できると思うのですが、そういうことは無理ですか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。そういうことも含めまして、今回冒頭の3行目4行目の文章、それと生物文化多様性の維持向上というところを事務局としては追加させていただいたつもりです。ちょっとまだ表現が足りるか足りないかというところはあるかもしれないですが。事務局としてはそういうことも踏まえて修正させていただいたところではあります。

(脇田会長)

この表現で、普通地域でも何か重要な要素があれば、それを大切にしていこうということに繋がっていくのでしょうか。

(事務局)

そうですね、この目標のところは生物文化多様性の維持向上と書かせていただいていますけども、各ヨシ群落によっていろんな観点での重要性があるかと思っておりますので、全体的にこの文章の中で表現しきれているのではないかなと思っています。

(脇田会長)

ちょっと心細くなってきたんじゃないですか。金子委員、いかがですか。

(金子委員)

この資料9の全体では5行足してしていただいて総合的に考えて設定するってことは書いてあるんですけど、この前段がなくて、表だけ見たときには、総合的に考えますというのが書いてないことをちょっと心配しています。設定要件でこの表を見ると量だけで、総合的に判断するってことがないので、資料9にはこういうふうに書いてあるけど、その設定要件と保全目標がこの表だけじゃなくて上のところもセットにさせていただくと、表だけが見られずいいのかなと思います。せっかく前段に書いていただいた部分を、その設定要件の中に入れることは難しくても、設定要件と保全目標の間に入れるなど、見た目の問題ですけど、前段と表をバラバラに扱うんじゃなくて両方設定要件、設定の方針だというのがわかるようにさせていただくとよいと思います。この表のタイトルをなくすだけでもいいと思うんですけど、表の上の部分をちゃんと皆が見てくれるようなレイアウトや書き方に修正をお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。もう少しご意見いただいた内容を踏まえまして、工夫させていていただいて、趣旨が伝わるように出来ればと思います。ありがとうございます。

(脇田会長)

それでは佐野委員、お待たせいたしました。どうぞ。

(佐野委員)

ありがとうございます。公募委員をさせていただいています佐野幸子と申します。私がちょっと気になったところは、資料7の4ページの2番、ヨシ群落維持管理事業の29行目、「波の影響やごみの堆積、第1の2で規定する侵略的外来水生植物など、ヨシ群落の生育を阻害する要因を可能な限り除去することや、ヨシの刈取り、清掃、火入れ、ヨシの補植などの維持管理～」という文言についてです。私は、今年の5月の末にヨシの若葉の刈取りを西の湖の一部でさせていただきまして、今年で3回目の参加をさせていただきました。若葉を使ってヨシうどんとかヨシクッキーとかをお作りになってらっしゃる近江八幡安土町商工会ヨシキリの会の皆さんが主になってされているところに私が参加させていただいているんですけども、この3年間ヨシ刈りに参加させていただいて思ったのが、ヨシの刈取りが終了して火入れをして、翌年に新しく新芽が出て春の5月になると2mを超えて伸びているわけです。だいたいのヨシの群落は道から土手を2～3m下るのですが、ヨシを刈り取ると地面が見えてくるんですね。すると何が見えてくるかって言うと、ゴミがものすごくたくさんあるんです。私が申し上げたいのはヨシの刈取り、そして火入れをすることにより、清掃に繋がっていくっていうことを文言として入れていただければうれしいと思いました。ゴミの種類は、車のタイヤだったりとか電池だったりとか、そういったものが土の中に埋もれてしまっている。土が粘土質なので、長靴で入るとにゅっと入っちゃって、本当に歩きにくい土質なんですけど、そこに埋もれてしまうとすごく分かりにくいんです。あと一般的に土手の上はランニングしたり、自転車ロードになっていたりするんですけど、もう全く土手の下がわからない状態なんです。要は不法投棄が行われてしまっているという現状があって、そのあたりもヨシ刈りを行うと見えてくるので、ゴミの課題解決に繋がっていくんじゃないかと思うので、そのあたりでちょっと文言を入れていただければうれしいなと思いました。

(脇田会長)

事務局、いかがでしょうか。4ページの30行目ぐらいですかね。ヨシ群落の生長を阻害する要因を可能な限り云々って書いてありますけど、阻害する要因の一つとしてゴミの不法投棄の問題がすごく大きいんじゃないかというご指摘でしたが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘いただいた不法投棄の話ですと、ヨシ群落に限らず滋賀県全域に各所、環境事務所ございますけども、そういったところで不法投棄のパトロールをさせていただいています。今そういった関連で散在性ゴミの対応は一定させていただいている状況ではありますけども、ヨシ群落を保全するという観点では今書かせていただいているような清掃というところが主になるかと思いますが、どういう表現が適切なのかということについては、また検討させていただければと思います。

確認ですが、今のご意見はヨシの刈り取りをすることによってゴミが捨てにくくなるという効果もあるというご指摘と受け止めさせてよろしいですか。

(佐野委員)

基本計画の改正について、全体概要の中の3ページにありますように、環境と経済、社会活動をつなぐ健全な循環というものが計画改定の視点というところにあるんですけども、結局社会活動をつなぐ健全な循環となりますと、その手前には経済という言葉が使われていますけれども、ヨシ刈りをすることによってしっかりとしたヨシが翌年には生えてくることをヨシキリの会の皆さんはおっしゃるんですね。で、要は経済として回していこうと思うと、ヨシ自体がやっぱり美しく丈夫な物が生えないと、経済として汎用性が狭まってしまうので、やはり、元気なヨシが生えてきて欲しいというところがありまして。ヨシでびわ湖を守るネットワークにも令和元年から参加させていただいて、そちらでヨシ刈りをした際に、生えているヨシがあっち向いたりこっち向いたり折れたり、すごく刈り取りにくかったことを覚えています。刈り取りはするんだけど、じゃあこれを製品に使おうと思うと、例えば、私の実家は簾店なんですけれども、簾に使おうと思うと、残念ながらちょっと使えない状態なんです。で、やっぱりヨシ問屋さんから購入させていただいて。それをヨシ問屋さん全部太さで分けられて、中に虫食いなんかもあるかもしれないけれども、無いだろうというものを選別して、そしてそれを卸してくださって、実際それを業者は皮を剥いて虫食いがあれば全部はねます。で、そのなかで…

(脇田会長)

すいません、ちょっと時間の関係もあるので、手短にお願いします。

(佐野委員)

すみません。なので、ヨシ刈りとヨシ焼きと、それから清掃が見えてくると思うんですね。それが環境問題の子供たちへの学習にも私はつながってくると思います。そのあたりをちょっとこの文言だと、別々に作業するような感じに見受けられるので、ヨシ刈りがそこへ繋がっていくんだっていうか感じで文言を入れていただけるといいかなと思いました。

(脇田会長)

時間の関係もありますので、大幅な計画を何か組み替えるようなご意見ではありませんし、表現上の話ですので、別途事務局と少しご相談いただいて、佐野委員がご納得いただけるような形に修正をお願いしたいと思います。すいません。時間も迫ってまいりましたが、何か他にご意見等ございますか、はいどうぞ。

(深町委員)

地域循環共生圏というキーワードが入っていることから言いますと、2ページから3ページ目にかけて、何のためにヨシ群落を維持管理したり保全するかという一文のなかに、「地域資源としての持続的な利用」や、そういう自然科学的な観点だけではなくて文化的に利用するという観点から保護をしたり、保全をしたりするという文言になる方がいいと思うので、この言葉をうまく入れていただきたいということが一つ。

それから参考資料をいろいろ準備していただいているんですけど、基本的にやはりこの計画に関連する大事な図として、普通地域や保全地域等の説明がありますが、実際それがどこなのかというのを、11ページに記載があります市民活動のところには何となく凡例がありますけれども、きちっと独立させて、滋賀県全体でどこにヨシ群落があってその中で保護地区等がどこなのかっていうのがわかりやすいような図を1枚資料でつけていただくと、いいんじゃないかなと思いました。

それと最後ですけども、調査研究の6ページ目がありますが、かなり具体的な話で、内容が書いてあるのはよいのですが、やはりもっと大きく、なぜ調査研究をやるかという、保全目標であるヨシ群落の質的な保全再生を目指して、ヨシ群落の健全な育成をはかるっていうこの目的を達成する上で必要な調査研究を行うっていうよう

な包括的な書き方をしておく、いろんな調査研究っていうのが入ってくるので、あまりにも具体的なことばかりで終わってしまうとそれ以外のことが県全体としてやりにくくなると思うので、そういう書き方に修正いただいた方がよいかと思います。やはりこういう調査研究というのは自然科学の部分だけではなくて、社会科学・歴史的な観点とかも含めてうまく統合しながらやっていくことが大事ですし、この書き方ですと県がやるっていうやり方なんですけど、せっかく改正するわけですので、もっと幅広く大学や市町等のいろんな所と連携しながら、普及啓発もそうですけれども、やっていくというような姿勢が見える方が、新たな連携の輪が広がると思うのでそのように書いていただくのがいいかなと思います。

(脇田会長)

事務局の方も今の深町委員のご意見、全くその通りだとお考えのことだと思います。表現上の問題なので、事務局がお考えになった考え方がもっと一般の方にも理解できるように、その後の具体的な活動もしやすくなるように、もう少し修正をしたほうが良いという意見であると思います。技術的な部分ではありますが、深町委員、多用のところ申し訳ないんですけど少しだけフォローをしていただければなと思います。

さて、もう予定の時間が大分迫ってまいりましたが、他に意見はございませんか。もし無いようでしたら、本日のご意見を踏まえた答申案の修正については、会長である私にご一任いただきまして、知事に答申したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(脇田会長)

それではご異議も無いようですので、そのようにさせていただこうと思います。

佐野委員が御指摘いただいたこと、深町委員が御指摘いただいたことは、最後までちゃんと修文されるように確認いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、議題のその他ですが事務局から何かございますか。

(事務局)

1点だけ。お手元にヨシを地域資源として利用するというので、ヨシ布のエコバ

ツグのチラシを入れさせていただきましたので、ご紹介いたします。クラウドファンディングで資金を募集されているという取り組みです。募集期間7月12日から9月18日です。Webでご参加の方にも後でPDFにして、ご紹介させていただきます。以上です。

(脇田会長)

これは地元の滋賀県立大学の大学生さんと民間企業のコラボレーションという理解でいいんですかね。ぜひ応援をお願いしたいと思います。他に何かございませんか。

大丈夫ですか、ありがとうございます。本日予定しておりました議題は以上でございますが、もうこれが本当に最後の最後ですので、どうしてもこれだけは言っておきたいということであれば、手短かにお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。大丈夫ですか、ありがとうございました。

ヨシ群落保全基本計画の改定に向けた審議会は、何度も申し上げていますが、今回が最後になります。このように答申案をまとめることができましたのも、ひとえに委員の皆様のご協力のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。

毎回毎回はっとする素敵なお意見をたくさん頂戴いたしました。それを事務局の方で努力いただきまして、今回の答申案の中に反映されているというふうに私は確認しておりますので、あとちょっと表現などもうちょっと工夫するだけで、もっと立派になると思います。努力していただけると思います。

事務局におかれましては、今後の手続き等を経て改定となりましたら、この計画をもとに引き続きヨシ群落の保全にご尽力いただきたいと思います。これから計画を立てるだけじゃなくて、これに基づいて、どうやってそのヨシ群落のガバナンスといいますかいろんな人たちの関わり、ネットワークの中で取り組んでいくのかということが、これからの本当の取り組みになろうと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

これを持ちまして議長の役を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。本日はお忙しいところ長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。また貴重な意見をたくさんいただきましてありがとうございます。なかなかちょっと事務局でうまく答えられない部分があって申し訳ございませんでした。いただいた貴重なご意見を踏まえまして、修正してまいりたいと思

ますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、これもちまして本日のヨシ群落保全審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。